

# 秋田県学校生活協同組合員だけの プレミアムな安心と特典を。

大口団体割引

5.0%

×

団体扱一括払

約5%

三井住友海上の  
団体扱契約は  
一般契約に比べて

約 **10** %  
も割引！

※1 この割引率は次のとおり、大口団体割引率等を連算しております。  
 $0.95 (1 - \text{大口団体割引} 5.0\%) \times 0.95 (1 - \text{団体扱一括払割引} 5\%)$

## 秋田県学校生活協同組合 団体扱自動車保険

メリット **1** 大口団体割引 5.0%<sup>※2</sup>を適用。組合員さまだけが割安で保険に入れます！

※2 大口団体割引は、2024年7月1日～2025年6月30日の間に始期日があるご契約に適用されます。  
なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年7月1日に見直されます。

メリット **2** 団体扱でご契約いただくと、一般契約に比べて保険料を節約<sup>※3</sup>できます！

※3 また、団体扱一括払の場合、団体扱以外のご契約の一時払保険料と比べて、保険料が5%割安です。

メリット **3** 現在ご契約の保険から等級が継承<sup>※4</sup>できます！

※4 一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
等級別の割増引率を「無事故」と「事故有」の2種類に分け、事故のなかった方とあった方では、同じ等級でも異なる割増引率が適用されます。

### まずはお見積りで、保険料を比較してください！

このチラシは団体扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

■お問い合わせ

【取扱代理店】

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険(株) 秋田支店秋田支社  
〒010-0951 秋田市山王二丁目1-43  
TEL. 018-865-0561 FAX. 018-824-7095

# 団体扱自動車保険見積依頼書

送信の際は、下記のいずれの場合も本見積依頼書と該当する「必要書類」を一緒に送信ください。

依頼書送信先（おかけ間違いにご注意ください）

三井住友海上秋田支店  
FAX番号

018-824-7095

いずれかに○	ご契約形態	+	いずれかに○	 見積依頼書と該当する 必要書類のコピーを必ず 一緒に送信ください。
	現在、他の代理店で自動車保険契約のある方		ご契約中の保険証券のコピー	
	初めて自動車保険をご契約される方		車検証のコピー	
	ご契約を再開される方		中断証明書のコピー	

フリガナ			教職員番号	
お名前	(姓)	(名)	学校名	
連絡先の 電話番号	ご自宅・ 携帯電話		勤務先	
ご住所	(〒 - )			
メール アドレス				

## 1. お車を運転される方の範囲について

本人のみ       本人と配偶者まで       本人と家族\*まで       本人と家族およびそれ以外

・同居のご親族で最も若い運転者の年齢 ( )才

※「家族」とは、記名被保険者、その配偶者およびそれらの方の同居の親族をいいます。

## 2. お車を主に使用される方について

### ① 生年月日

昭和 ・ 平成      年      月      日

### ② 性別

男性     女性

### ③ 免許証の種類（色）

ゴールド     青色（ブルー）     緑色（グリーン）

### ④ 免許証の有効期限

次回更新年月    令和      年      月

### ⑤ お車の使用目的

日常生活・レジャー     通勤・通学     業務

### ⑥ 契約者（社員様）との関係

本人     配偶者     左記以外

団体扱・集団扱特約をセットできるのは、「保険契約者」、「記名被保険者」、「ご契約のお車の所有者」および「ご契約のお車の用途車種」について、次の条件を満たす場合に限りです。

■保険契約者／秋田県学校生活協同組合の組合員かつ、秋田県から給与支払いを受けている、秋田県内の公立小学校、公立中学校、県立高校、県立支援学校（養護学校）の現役の教員

■記名被保険者・ご契約のお車の所有者／保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族、保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

■ご契約のお車の用途車種／自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車（ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車は自動車保険・一般用の場合）

※なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。その際、保険料が分割して払い込まれている場合には、

保険料払込期日到来前の分割保険料を一括して払い込んでいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

○退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合

○親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合

○団体において引受保険会社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と引受保険会社の間で締結している集金契約が解除される場合

◆このチラシは団体扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。